

議案第 70 号

東京都板橋区印鑑条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 8 年 9 月 18 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区印鑑条例の一部を改正する条例

東京都板橋区印鑑条例（昭和 50 年板橋区条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 3 項第 2 号中「東京都の」を削る。

第 19 条の 2 第 1 号中「第 2 条第 7 項に規定する個人番号カード」の次に「、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 19 条の 15 の 2 第 1 項に規定する特定在留カード又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）第 16 条の 2 第 1 項に規定する特定特別永住者証明書」を加え、「個人番号カード」を「個人番号カード等」に、
「（個人番号カード）を」（個人番号カード等）に、「第 12 条の 2 第 4 項第 2 号ロ」を「第 12 条の 2 第 4 項第 3 号ロ」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（東京都板橋区手数料条例の一部改正）

2 東京都板橋区手数料条例（平成 12 年板橋区条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

別表 4 の項額の欄中「個人番号カード」の次に「、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 19 条の 15 の 2 第 1 項に規定する特定在留カード若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）第 16 条の 2 第 1 項に規定する特定特別永住者証明書」を加

え、「第 12 条の 2 第 4 項第 2 号ロ」を「第 12 条の 2 第 4 項第 3 号ロ」に改める。

（提案理由）

印鑑登録の申請の本人確認に係る規定を改め、特定在留カード及び特定特別永住者証明書に関する規定を加えるほか、所要の規定整備をする必要がある。